

【国や神奈川県の無電柱化に対する考え方】や【厚木市における無電柱化の必要性】を踏まえた【無電柱化の推進における基本方針】は下図の通りです。

【無電柱化の推進における基本方針】

■ 国・神奈川県の無電柱化に対する考え方
『防災』 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路における被害の拡大防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進
『安全』 歩行者や車椅子使用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保が求められる道路において無電柱化を推進
『景観』 良好的な景観を保全・形成し、地域的魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路において無電柱化を推進

■ 厚木市の無電柱化の推進における基本方針
安心・安全・快適なまちづくりを目指し、無電柱化を推進
【方針1】 防災空間の確保 災害時における被害の拡大防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進
【方針2】 安全・快適な空間の確保 駅周辺や人が集まる拠点などを中心に、居心地が良く歩きたくなる空間の確保や、良好な都市景観の形成のために必要な道路の無電柱化を推進

(出典: 厚木市 HP)
厚木市ではこれまで、本厚木駅周辺を中心に「歩行者の安心・安全の確保」、「景観や灾害に強いまちづくり」を目的に無電柱化に取り組んでいます。また、道路上の電線や電柱は景観を損なうだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げになるなど様々な課題が存在します。

近年、大規模な地震や台風など新しい被害を及ぼす災害において、電柱の倒壊によりライフルが遮断されるだけでなく、倒壊した電柱が避難や緊急車両の通行を妨げ、救援物資の輸送や医療救護活動、復旧作業に大きな支障が生じています。また、道

路の無電柱化には、地震災害に対する道路の防災機能を高め、安全で円滑な通行空間を確保するだけではなく、景観向上による都市の魅力を高める効果があることから、関連するまちづくり施策が多岐にわたることであります。

安心・安全・快適なまちづくり の無電柱化の推進

きました。そして、防災・減災、国土強靭化等を図るため、令和4年度から令和14年度までの11箇年にわたり無電柱化を推進しています。

〈無電柱化の推進における課題と対応〉

これまでの実績等を踏まえ、無電柱化を推進するためには以下のようないくつかの課題が挙げられます。今後無電柱化をより効果的、効率的に推進するためには以下の課題に対する対応が必要となります。

■ 無電柱化の推進における課題

・ 道路の無電柱化には、地

域の既存埋設の取組への加速化対策、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、令和4年度から令和14年度までの11箇年にわたり無電柱化を推進しています。

あなたの税金は こんなところに いきている



発行 公益社団法人 厚木法人会
厚木市栄町一丁目16番15号

税タームス



b

税

タ

ム

ス

5.3

整備には、施設延長1kmあたり5.3億円の費用を要し、市及び電線管理者双方に多額の費用負担が生じること。

電線管理者や水道などの既存埋設物の管理者など関係者が多岐にわたることや、地上機器の設置箇所など沿線住民との合意形成などの調整に時間をするなど、無電柱化の整備完了まで長い期間を要すること。

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

毎年、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨年10月22日には、元衆議院議員／コメンテーターの杉村太蔵氏を招き「脱！政治家!?僕の人生、山あり谷あり、笑いあり！」そこから見えた、私たちの将来と日本の未来

5.3

◆ 税教室の開催支援

女性部会と青年部会は、租税教育活動の一環として、厚木税務署と協力し、管内の小学校（厚木・愛川・清川）の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さについての意識と理解を高める活動を行っています。

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

女性部会は、子どもたちに税の大切さや税の果たす役割など、理解と関心を深めてもらうため、管内の小学生を対象に税に関する絵はがきコンクールを実施しています。税金で造られている建物・施設、税金で行われる仕事などの税の役割を募り、今回も多くの作品が集まりました。

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

5.3

◆ 第20回地域ふれあい講演会

5.3

◆ 税教室の開催支援

5.3

◆ 税の絵はがきコンクール

わたしたちは電子納税を推進しています

国税の納付にはキャッシュレス納付が便利です！

金融機関や税務署の窓口に行かず、納付できる方法があります。中でも、申告データ送信と同時に口座引き落としを設定できる「自動ダイレクト」がとても便利です。



▲国税の納付手続は
こちらから



おうちで作成
ネットで申告
e-Tax
国税電子申告・納税システム

地方税のお支払いが簡単便利になっています！

納付書に「e-Lマーク」があれば、地方税お支払いサイトやスマート決済アプリを利用して、簡単な操作で納付できます。



▲地方税の納付手続は
こちらから



開設 2月16日(月)～3月16日(月)
※土日及び祝日を除く。ただし、
3月1日(日)は相模原税務署に
おいて相談・受付を行います。
受付時間 午前8時30分～午後4時
※相談は、午前9時～午後5時
確定申告会場への入場にはL.I.N.Eによるオンライン事前予約が必要です。

持ち物 ①マイナンバーカード、②身で設定したパスワード2種類（利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書）、③スマートフォン④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

その他 1月5日(月)～2月13日(金)に税務署での相談を希望される方は事前予約が必要です。入場整理券の当日配付はありません

問合せ先 厚木税務署

電話(221)3261(代表)

市町村からのお知らせ

市町村民税・県民税の申告期限は3月16日までとなりますので、お早めの申告をお願いします。

申告にあたっては、個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認書類が必要となります。詳しくは、各市町村の広報誌またはホームページ等をご覧ください。

◆厚木市役所からのお知らせ

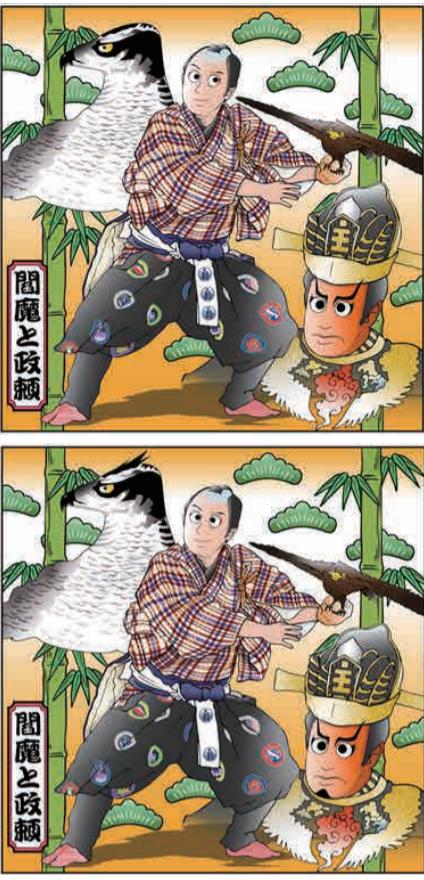
市民税・県民税申

告書の受付は2月2日(月)から始まります。申告が必要な方は、3月16日(月)までに必要書類を添付して、郵送又は市民税課(本庁舎2階5番窓口)に持参されると、インターネットに持参さ

7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。

見つかりますかな？(答えは同ページ最下部にあります)



【作者紹介】神谷一郎(かみや・いちろう) 専修大学法学校卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

確定申告は自宅からスマホが便利

①確定申告書等作成コーナーにアクセス

②提出方法「マイナンバーカード

■厚木税務署「確定申告会場」

税務署でもご自身のスマホとマイナンバーカードで申告いただけます。

■厚木税務署からのお知らせ
令和7年分の確定申告は事前のマイナポータル連携で簡単に！

・令和7年分の確定申告は事前のマイナポータル連携で簡単に！

・医療費の領収書等の集計が不要

・確定申告書の該当項目へ自動入力

・書類の管理・保管が不要

※ふるさと納税など自動入力される連携対象を選択できます。

■マイナポータル連携のメリット

④申告内容確認後、送信

(マイナポータル連携していれば

式)を選択し、マイナンバーカー

ドをスマホで読み取り

③収入・控除等に関する情報を入力

(マイナポータル連携していれば

式)を選択し、マイナンバーカー

ドをスマホで読み取り

③収入・控除等に関する情報を入力

(マイナポータル連携していれば

式)を選択し、マイナンバーカー

ドをスマホで読み取り

④申告内容確認後、送信

(マイナポータル連携していれば